

医療的ケア児（者）の実態把握 調査要領 案

1 目的

令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第5条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。」とされている。

個別性の高い医療的ケア児者の支援に係る施策を講じるためには、市町村が対象となる児者を把握することが不可欠である。

については、愛知県内で暮らす医療的ケア児者の対象者数及び生活状況や支援ニーズ等を把握し、市町村の施策・計画の基礎とするほか、県全域の実態把握を行う。

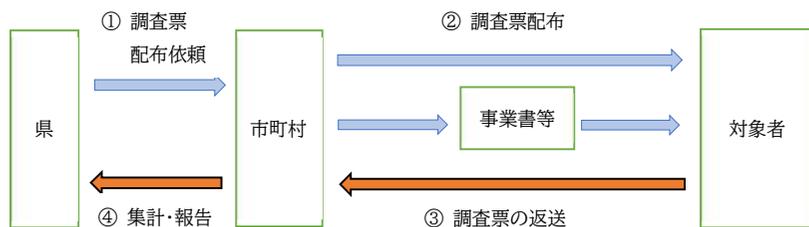
2 調査時点

令和7年4月1日時点

3 調査方法

県から市町村に調査票等を送付し、市町村は調査票等を直接対象者へ配布、もしくは相談支援事業所等経由で配布し、対象者は調査票を記入する。

記入後、調査票を市町村ごとにとりまとめ、個人情報を含まない形で県へ報告する。



4 調査項目

「令和7年度 愛知県医療的ケア児者実態調査票」（以下、「調査票」という）のとおり、医療的ケア児者の対象者数、及び対象者とその家族の支援ニーズ等を調査する。

5 調査対象

調査時点（令和7年4月1日時点）で、自市町村に住所を有して在宅で生活（※）しており、日常生活及び社会生活を営むのに恒常的に医療的ケアを必要とする者のうち、下記の医療・支援・サービス等を利用している児者。但し、40歳未満を調査対象とする。

人工呼吸器管理（排痰補助装置含む）、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、たんの吸引（口鼻腔、気管カニューレから）、ネブライザー（薬液吸入）経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）、中心静脈栄養（IVH）、皮下注射（インスリン）血糖測定、腹膜透析、導尿、人工肛門、摘便・洗腸

※「在宅で生活」とは、一度は在宅で生活していたが、調査時点で入院が決まっている児者は含む。また、障害児入所施設又は療養介護事業所に入所している児者及び入所が決まっている児者は含まない。

6 回答方法

電子メールにて県に送信する。

送信先：iryouryouikusien@pref.aichi.lg.jp

7 提出期限

令和7年●月●日（●）（11月頃予定）

8 留意事項

別紙「調査票の記入回答上の留意点」を参照ください。

調査票の記入回答上の留意点

【問2】年齢について

- 令和7年4月1日現在の年齢を記入してください。
なお、年齢は誕生日の前日に歳をとることになりますので、4月1日生まれの方の年齢は次のとおりとなります。
(例) 平成31年4月1日生まれ・・・6歳(就学児)
平成31年4月2日生まれ・・・5歳(未就学児)

【問6】多胎児(双子・三つ子)について

- 回答対象児(者)が双子以上の多胎児である場合は「○」を記入してください。
回答対象児(者)が多胎児であり、かつ、2人以上がともに医療的ケアを必要としている場合は、いずれもリストに記載したうえで「○」を記入してください。

【問8】医療的ケアが必要となった基礎疾患(障害を有する原因となった病名)について

- 複数該当する場合は、主たる疾患と、それ以外の疾患とで、分けて記入してください。
- 原疾患が不明な場合は、「その他」を記入してください。
- 原疾患が選択肢の中にない場合は、その他欄に「○」を記入するか、若しくは、その病名等を文字で記入してください。

【問9】医療的ケアの内容

- 回答対象児(者)が日常生活を営む上でやっている医療的ケアの内容に該当するものに「○」を記入してください。なお、調査票に例示されていないケアについては回答する必要はありません。
- 回答は該当するものすべてに「○」を記入してください。

【問11】運動機能について

- 選択肢の中から1つだけ選んで「○」を記入してください。
- 「立てるが歩けない」は、大島分類でいう「歩行障害」の状態の方となります。

【その他】

- 記入の順(年齢順や居住地順など)は問いません。

【提出方法】

- 各市町村において、既に把握している医療的ケア児者の情報を、資料1-5「令和7年度愛知県医療的ケア児者実態調査(市町村集計・概要用)」に記入する。
なお、対象児者について把握していない市町村は、これから把握に努める。
- 把握している対象児者へ、資料1-4「調査票」を対象者に配布を行う。
また、事業所等に協力・周知することで、新たな対象者の把握の掘り起こしが可能であると考えられる。
- 対象児者からの資料1-4「調査票」を回収し、資料1-5に新規追加・更新する。
- 資料1-4「調査票」のニーズ調査の内容についても、県において集計様式を示し、資料1-5と併せて提出いただく。
(この集計様式については、現在作成中です。市町村によっては、電子申請届出システムを活用した調査を行うとも聞いているため、その場合でも対応できる様式で検討しています。)